

稚内市地域防災計画

編 集
稚内市防災會議

目 次

総則編

第一章 地域防災計画の目的	1
第一節 計画の目的	1
第二節 計画の位置づけ	2
第三節 計画の構成	3
第四節 計画の修正	4
第五節 稚内市の防災ビジョン	5
第二章 防災組織	11
第一節 稚内市防災会議	11
第一項 防災会議の構成	12
第二項 防災会議の所掌事務	13
第三項 防災会議の運営	13
第二節 災害応急体制	14
第一項 災害対策本部の設置・廃止	14
第二項 職員の動員・配備	25
第三項 市民、自主防災組織及び事業所	29
第三章 市及び防災機関が行う業務と市民等の責務	41
第一節 市及び防災機関が行う業務の大綱	41
第二節 市民、自主防災組織及び事業所の責務	45
第四章 稚内市の地勢、気象及び災害の概要	51
第一節 自然条件	51
第一項 位置及び面積	51
第二項 地勢	51
第三項 地形、地質	51
第四項 気象	52
第二節 社会条件	53
第一項 地区の特徴	53
第二項 公共施設の分布	53
第三項 災害履歴	57

基本対策編

第一章 災害に強い組織づくり	61
第一節 防災知識の普及	61
第二節 自主防災組織、事業者の育成	63
第一項 自主防災組織の育成	63
第二項 事業者の育成	64
第三節 マニュアル等の整備	65
第四節 防災訓練の実施	66
第二章 災害情報の収集、伝達	71
第一節 気象予警報等の伝達計画	71
第二節 地震及び津波に関する情報の伝達計画	78
第三節 災害通信手段の確保	83
第四節 その他の災害情報の伝達	85
第五節 災害情報等の収集、報告	86
第六節 災害情報の広報計画	91
第三章 被害を少なくするための予防対策	101
第一節 災害危険区域及び整備計画	101
第二節 土砂災害対策計画	102
第一項 現況	102
第二項 予防対策	102
第三項 警戒体制	104

第四項 避難及び救助	104
第三節 水防計画	105
第一項 水防の責務	105
第二項 水防組織	105
第三項 水害危険区域	105
第四項 雨量・水位観測所	105
第四節 消防計画	108
第一項 消防・救急体制の整備	108
第二項 消防水利・資機材の確保	111
第三項 消防職員及び消防団員の教育訓練	112
第五節 避難行動要支援者対策	113
第一項 安全対策	113
第二項 援助活動	115
第六節 指定緊急避難場所・指定避難所の整備	116
第一項 指定緊急避難場所・指定避難所の指定	116
第二項 避難体制の整備	120
第三項 指定緊急避難場所・指定避難所の市民等への周知	121
第七節 食料等の調達と確保	123
第八節 関係団体との協定締結の推進	124
第九節 ライフライン施設の予防対策	125
第一項 上・下水道施設の予防対策	125
第二項 電力施設の予防対策	125
第三項 通信施設の予防対策	125
第四項 各交通業者施設の予防対策	125
第十節 土木及び公共施設等の予防対策	126
第一項 道路・橋梁の予防対策	126
第二項 港湾施設の予防対策	126
第三項 河川・海岸施設の予防対策	127
第四項 がけ地・急傾斜地等の予防対策	127
第五項 公共施設等の予防対策	127
第六項 危険物等災害への予防対策	128
第七項 大規模な火事災害の予防対策	128
第八項 要配慮者施設の予防対策	128
第四章 災害発生後の応急対策	141
第一節 市職員の動員	141
第一項 初動体制の充実	141
第二項 窓口体制の整備	141
第三項 応援要請	142
第二節 避難救出	143
第一項 避難救出計画	143
第二項 避難誘導の実施	146
第三項 避難所の開設・運営	146
第四項 避難所の統合及び廃止	146
第五項 警戒区域の設定	147
第三節 応急措置	148
第四節 医療	153
第一項 医療及び助産の対象者とその把握	153
第二項 医療救護活動の範囲	154
第三項 医療救護所の設置	154
第四項 医療班の派遣	155
第五項 医薬品・医療資機材の確保	155
第六項 患者の移送	155
第七項 関係機関の応援	155

第八項 メンタルヘルス対策	155
第九項 医療救護活動実施の記録	156
第十項 費用の限度及び期間	156
第五節 行方不明者の搜索及び遺体の収容並びに埋葬	157
第一項 安否の確認と行方不明者の搜索	157
第二項 遺体の収容・処理・埋葬	157
第三項 実施状況の記録	159
第六節 生活の救援対策	160
第一項 応急給水	160
第二項 食料の供給	162
第三項 生活必需品の供給	164
第四項 災害見舞金の支給	166
第五項 救援物資の受入れ・配分	166
第六項 防疫・環境対策の実施	166
第七項 清掃計画	169
第七節 建物対策	171
第一項 応急的な住宅の供給・修理	171
第二項 応急仮設住宅の設置	171
第三項 災害公営住宅の建設	172
第八節 障害物除去	173
第九節 輸送	175
第一項 緊急輸送の範囲	175
第二項 緊急輸送道路、緊急交通路等の確保	176
第三項 緊急通行車両標章等の申請	177
第四項 実施状況の記録	177
第五項 船舶による海上輸送の確保	177
第六項 ヘリコプター等による航空輸送の確保	177
第七項 輸送拠点の確保	177
第十節 災害警備	178
第一項 災害警備体制の確立	178
第二項 応急対策の実施	178
第十一節 文教対策	180
第一項 安否確認と被害状況の報告	180
第二項 応急教育の実施	180
第三項 学用品の調達及び支給	180
第四項 学校給食の実施	181
第十二節 自衛隊派遣要請	182
第十三節 労務供給	185
第十四節 消防防災ヘリコプターの活用	187
第十五節 ボランティアとの連携	190
第五章 災害からの復旧のための施策	201
第一節 市民生活安定のための支援	201
第一項 被災者生活再建支援制度	201
第二項 罷災証明書の交付	201
第三項 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供	202
第四項 安否情報の提供	203
第五項 経済の復興支援	203
第六項 その他各種の支援	204
第二節 災害復旧事業の推進	205
第一項 激甚法による災害復旧事業	205
第二項 その他の法令による災害復旧事業	207
第三節 災害復興事業	207

地震・津波対策編

第一章 地震、津波の想定	211
第一節 地震の発生状況及び地震の想定	211
第一項 稚内市周辺における地震の発生状況	211
第二項 地震の想定	211
第三項 被害想定	212
第二節 津波被害の想定	214
第一項 稚内市周辺における津波の発生状況	214
第二項 津波と津波到達域の想定	214
第二章 地震災害対策	221
第一節 地震災害への予防対策	221
第一項 大規模地震対策施設計画	221
第二項 避難計画	221
第三項 建築物の耐震化の促進	222
第二節 発災後の応急対策	223
第一項 災害広報	223
第二項 避難救出対策	223
第三項 地震火災等対策	224
第四項 生活関連施設対策	224
第五項 被災建築物安全対策	226
第六項 広域応援	227
第三章 津波対策	231
第一節 津波災害への予防対策	231
第一項 津波情報の伝達と普及・啓発	231
第二項 指定避難所の指定	232
第三項 津波避難ビル及び沿岸部緊急避難路の確保	233
第四項 交通規制の設定	234
第五項 沿岸施設の点検・整備	234
第二節 津波襲来時の応急対策	235
第一項 災害広報	235
第二項 避難救出対策	236
第三項 津波災害対策	236
第四項 生活関連施設対策	237
第五項 広域応援	239
第四章 災害からの復旧のための施策	251

個別災害対策編

第一章 風水害対策	261
第一節 予防対策	261
第一項 河川及び下水道等の整備	261
第二項 高波・高潮・津波等危険区域の整備	261
第三項 土砂災害危険区域の整備	261
第四項 風水害予防体制の強化	261
第二節 応急対策	262
第一項 職員の動員・配備	262
第二項 情報の収集伝達体制	262
第三項 警戒及び応急対策	262
第四項 避難活動	262
第二章 雪害対策	271
第一節 雪に強い地域づくり	271
第二節 積雪災害対策	272
第一項 除雪実施責任	272

第二項 気象状況の把握	273
第三項 除排雪対策	273
第三節 寒冷対策の推進	274
第四節 融雪災害対策	275
第一項 気象情報等の把握	275
第二項 水防区域等の警戒	275
第三項 道路の除雪	275
第四項 水防資機材の整備、点検	276
第五項 ダムの放流対策	276
第六項 市民に対する水防思想の普及徹底	276
第七項 河川及び下水道施設等の警戒及び応急対策	276
第三章 海上災害対策	281
第一節 海難事故対策	281
第二節 予防対策	281
第一項 海難事故に対する予防対策	281
第三節 応急対策	283
第一項 海難事故に対する応急対策	283
第四節 各種予防対策	286
第一項 船舶火災に対する予防対策	286
第二項 油流出等に対する予防対策	286
第五節 各種応急対策	287
第一項 船舶火災に対する応急対策	287
第二項 油流出等に対する応急対策	287
第三項 相互応援	287
第四章 大規模な火事災害対策	291
第一節 災害予防	291
第二節 災害応急対策	291
第五章 林野火災対策	301
第一節 予防対策	301
第一項 気象情報の把握	301
第二項 入林者別対策等	302
第二節 林野火災消防対策	304
第一項 消火体制の確立	304
第二項 連絡体制の整備	304
第六章 その他の災害対策	311
第一節 鉄道災害対策	311
第二節 道路災害対策	315
第三節 危険物及びその他の災害対策	318
第一項 危険物の定義	318
第二項 災害予防	318
第三項 災害応急対策	318
第四節 航空災害対策計画	321
第一項 対策要領	321
第二項 災害応急対策	321
第七章 災害復旧・復興	331

資料編

資料 01 稚内市防災会議条例	341
資料 02 稚内市防災会議運営規程	343
資料 03 稚内市災害対策本部運営規程	344
資料 04 稚内市災害対策本部条例	346
資料 05 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	347
資料 06 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目	350

資料 07	災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書	353
資料 08	災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する協定実施細目	355
資料 09	北海道広域消防相互応援協定	357
資料 10	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	361
資料 11	緊急消防援助隊運用要綱	363
資料 12	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱	386
資料 13	稚内市における警報・注意報発表基準	390
資料 14	気象庁震度階級関連解説表（人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況）	391
資料 15	気象庁震度階級関連解説表（木造建物「住宅」）の状況	392
資料 16	気象庁震度階級関連解説表（鉄筋コンクリート造建物の状況）	392
資料 17	気象庁震度階級関連解説表（地盤・斜面等の状況）	393
資料 18	気象庁震度階級関連解説表（ライフライン・インフラ等への影響）	393
資料 19	被害状況判定基準	394
資料 20	除雪作業基準	398
資料 21	稚内市広報車両一覧	399
資料 22	稚内市防災行政無線一覧	400
資料 23	消防機構	401
資料 24	消防職員の配置状況（稚内市関係分）	402
資料 25	消防団員の配置状況（稚内市関係分）	402
資料 26	消防施設の現況	403
資料 27	消防信号	405
資料 28	津波予報標識	406
資料 29	水防信号	407
資料 30	給水資機材	408
資料 31	水道施設	408
資料 32	配水池保有水量	408
資料 33	廃棄物処理場	409
資料 34	汚泥共同処理施設	409
資料 35	水防区域及び整備計画	410
資料 36	地すべり、がけ崩れ等警戒区域及び整備計画	411
資料 37	土石流危険溪流箇所	418
資料 38	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	422
資料 39	高波、高潮、津波等危険区域及び整備計画	425
資料 40	事業所別危険物等貯蔵量一覧	427
資料 41	道北地区沿岸海域排出油防除協議会排出油防除資機材保有状況（稚内市関係分）	428
資料 42	流出油対策の業務分担	429
資料 43	油火災等対策の業務分担	432
資料 44	道北地区沿岸海域排出油防除協議会構成員（稚内市関係分）	434
資料 45	災害の歴史	435
資料 46	様式集	441
資料 47	関係機関と稚内市との協定一覧	469
資料 48	掲示板、腕章、標旗のデザイン	471
資料 49	避難場所案内板	473
資料 50	山地災害危険地区	473
資料 51	災害危険区域内の要配慮者施設	484